

新型コロナウイルス感染症の影響で①売上が減少し②今後も事業を継続する意思のある事業者に対する給付金です

持続化給付金

個人:100万円
法人:200万円

給付金の限度額は上記のとおりです

個人・白色申告者

昨年の売上の月平均額はいくらですか？
今年の1月から7月までの売上の内、ひと月でも昨年の月平均売上の半分以下になった月はありますか？
あれば最高で100万円が支給されます。

個人・青色申告者 法人

昨年と今年の1月から7月までの月別の売上を算出します。昨年と比べて（同月比）、ひと月でも今年の売上が半分以下の月があれば、最高で個人は100万円、法人は200万円が支給されます。

家賃支援給付金を開始

家賃支援給付金が7月14日から開始。家賃の3分の2を半年分支援するものです。対象月は5月から12月まで。昨年と比べ売上が半分以下か30%(連続3ヶ月)以上減少が条件です

各自治体による事業支援給付金等

持続化給付金を受けられない売上減少率が20(30)%~50%(昨年同月比)の事業所を対象に支援金給付をしている自治体があります。この他、家賃の3分の1を助成したり、国保税の減免も行われています。



2020年・国民平和 大行進集会

新型コロナウイルスの影響で平和行進は中止となり、市役所などでの集会在7月13日開催されました。取手市でも行進パナントの引継ぎや市総務部長のあいさつ等が披露されました。

建設国保の加入は民商へ

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商婦人部の定期総会は諸般の事情で今年中止となります